

身体障がい者等に対する 自動車の税金の減免制度について

身体障がい者等に係る減免は、障がいの区分等一定の要件に該当する方が自動車を所有し、申請をされることにより適用されます。申請期限を過ぎると、減免が受けられませんのでご注意ください。
普通自動車と軽自動車のどちらか1台に限り減免を受けることができます。
また、普通自動車と軽自動車で申請窓口が異なりますので、確認のうえ、申請してください。

軽自動車税種別割の減免申請について

① 減免を受けることができる人

(4月1日現在、次のいずれかに該当する場合で一定の要件を満たされた方)

- 身体障害者手帳の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 療育手帳 A、A1若しくは A2の交付を受けている人



② 減免の対象となる軽自動車

上記①に該当する本人又は同一生計者が軽自動車を所有し、一定の要件に該当する軽自動車
※減免の対象となる等級など詳しくは、役場窓口税務課の税務係までお問い合わせください。
※既に減免を受けている場合も、毎年度申請が必要となります。
(前年度に減免を受けている方については、4月上旬に軽自動車税種別割減免申請書を送付します。)

③ 申請場所

坂祝町役場 窓口税務課 税務係 ☎66-2404

④ 申請期間

4月15日～5月31日(土、日、祝日を除く。)

必要なもの

- ① 運転をする方の運転免許証
- ② 障がい者等であることを証する書面(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)
- ③ 当該軽自動車の車検証
- ④ 印鑑
- ⑤ 納税義務者(所有者)の個人番号確認書類(通知カード又は個人番号カード等)

普通自動車税種別割の減免申請について

身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者の方が所有する自動車(軽自動車を除く。)の「令和3年度自動車税種別割の減免申請臨時窓口」を次のとおり開設しますので、ご利用ください。

期 日：令和3年3月3日(水)・9日(火)

時 間：午前9時30分～午後3時30分

場 所：可茂総合庁舎 1階 1-1会議室(美濃加茂市古井町下古井2610-1)

なお、中濃県税事務所、自動車税事務所及び各県税事務所でも、受付を行っています。

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 岐阜県中濃県税事務所 ☎0575-33-4011(代)内線 272, 273
- 岐阜県自動車税事務所 ☎058-279-3781
- 岐阜県総務部税務課 ☎058-272-1111(代)内線 2197

令和2年度 安心・安全フェスタ(法令講習会)の中止について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、関係方々の健康、安全面を考慮し、延期としていました安心・安全フェスタを中止することとしました。ご理解のほどよろしくお願いします。

加茂地区交通安全協会 坂祝支部 支部長 長村 隆司